

佐久穂町教育大綱

【第 3 期】

令和 7 年 8 月 策定

佐 久 穂 町

佐久穂町教育委員会

はじめに

令和5年6月、政府は2040年以降の社会を見据え、持続可能な社会の創り手の育成や、日本社会に根差したウェルビーイングの向上を目指す「第4期教育振興基本計画」を策定しました。この計画では、持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成など、5つの基本方針が示されています。

また、同年4月には「こども家庭庁」が発足し、これまで省庁の枠を越えて十分に連携が図られてこなかったこどもに関する施策を一元的に担う体制が整えられました。

こうした社会の動きや町の方針を踏まえ、令和2年4月に策定した「佐久穂町教育大綱（第2期）」の内容を見直し、策定することとしました。

人口減少や少子高齢化、情報化の進展、さらには新型コロナウイルス感染症の影響による地域コミュニティの希薄化など、教育を取り巻く環境は大きく変化しています。複雑で予測の難しい時代にあっても、すべてのこどもたちがよりよい社会と幸せな人生を自ら切り拓き、未来の担い手として力強く成長していけるよう、「佐久穂教育」を一層充実させていきます。

令和7年8月

佐久穂町長 佐々木 勝

佐久穂町教育委員会

1 大綱の位置付け

大綱は、平成27年4月1日改正施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に基づき、教育に関する基本的な計画として策定するものです。また、「教育基本法」第17条第2項に基づく本町の「教育振興基本計画」としても位置付けられます。

2 関連計画等との整合

第2次佐久穂町総合計画においては、目指す将来像の実現に向けた戦略として、「選ばれ、誇りを養う、子育て・教育のまちづくり」を掲げています。さらに、令和7年4月に策定された「佐久穂町こども計画」では、基本理念として【こどもの「こころ」も「からだ」も「未来」もまんやかに ～持続可能な地域をつくろう～】を掲げています。

本計画は、第2次佐久穂町総合計画および佐久穂町こども計画に加え、国や長野県が策定した教育振興基本計画も参酌し策定するものとします。

- ・第2次佐久穂町総合計画（計画期間：平成29年度～令和8年度）
- ・佐久穂町こども計画（計画期間：令和7年度～令和11年度）
- ・第4次長野県教育振興基本計画（計画期間：令和5年度～令和9年度）
- ・国の第4期教育振興基本計画（計画期間：令和5年度～令和9年度）

3 期間

期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年間とします。

町の将来像

自律し多様なコミュニティが
人々の暮らしを支え、
挑戦や行動を支援するまち

住民と町の協働により、地域の生活基盤や経済を維持・発展させ、将来にわたって持続可能な町の構築を目指します。

佐久穂町教育大綱

基 本 理 念

地域とともに育ち、未来を切り拓く力を育む教育の町づくり

地域に根ざした豊かな資源を学びの基盤とし、こどもたちが自らの意志で学び、考え、行動する力を養います。地域の自然・文化・人とのつながりの中で実体験を通じた学びを重ね、持続可能な社会の構築に貢献できる力を育み、互いに連帯し協力し合って生きる姿勢を備えた人間を育成します。未来を見据え、一人ひとりの学びを尊重し、地域の未来を担う存在として地域とともに成長していく教育を目指します。

基 本 方 針

○ 幼 児 教 育

～恵まれた自然環境を生かし、人生をよりよく生きるための土台づくりをめざす～

- 1 「遊び」を通して、自ら創意工夫を重ね、考える力、問題を解決する力を培う
- 2 幼児教育環境を整えることで、こどものもつ自発性を引き出し、遊びを通した学びの芽を伸ばす
- 3 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を意識しながら、こどもたちが多様な学びの経験を積めるようにし、小学校の学習へとスムーズにつなげる
- 4 こどものより良い成長をめざし、保護者や地域と連携した子育て支援の充実を推進する

○ 学 校 教 育

～自ら主体的に学び、知・徳・体・情のバランスのとれた児童生徒の育成をめざす～

- 1 小学校と中学校の連携をより深め、義務教育9年間を見通した学習指導を実践する小中一貫教育の推進
- 2 文部科学省の教育課程特例校の指定を受け小学校1年生から教科として英語を学ぶ英語教育の推進
- 3 佐久穂町の人もものことなどを学習し、地域への愛着や誇りを育むキャリア教育（ふるさと学習）の推進
- 4 自ら主体的に学び、自分の考えを自分の言葉で表現することのできる児童生徒の育成

○ 社 会 教 育

～ 住民一人ひとりが、豊かな人生を送ることができるよう町ぐるみで学びあい、
自己の人格を磨き、人と人とがつながる活力ある地域づくりを推進し、
文化の創造と発展をめざす ～

- 1 生涯にわたり自ら学ぶことができる学習活動の場の提供、また趣味、
娯楽等多くの住民や幅広い年齢層が交流するコミュニティ活動を推進
する。
- 2 住民の体力増進を図るためのスポーツや運動の促進とスポーツ団体
の活動を支援する。
- 3 学習活動やスポーツ活動など多様なニーズに応える指導者やボラン
ティアの養成を推進する。
- 4 家庭教育の充実と学社一体となった「地域学校サポート」や「青少年
健全育成」を推進する。
- 5 個人を大切にし、住民一人ひとりが思いやりの心を持ち、人権を擁護
し、差別を見抜き、差別を容認しない差別のない町をめざす。
- 6 文化・芸術活動にふれる機会の拡大と、地域の歴史・伝統・文化を継承
するとともに、文化財の活用を図る。

経過

平成 27 年 12 月 大綱策定

平成 30 年 1 月 大綱一部改訂（第 2 次佐久穂町総合計画策定に伴う改訂）

令和 2 年 4 月 大綱（第 2 期）策定

令和 7 年 8 月 大綱（第 3 期）策定

参考

佐久穂町こども計画 令和7年度～令和11年度（抜粋）

（基本理念）

こどもの「こころ」も「からだ」も「未来」もまんやかに
～持続可能な地域をつくろう～

あらゆるこどもは、身体的・精神的・社会的に、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活をおくることが望まれます。

また、児童福祉法第2条第2項に規定されているとおり、こどもの保護者は、こどもが心身ともに健やかに成長することについて、最も重要な責任を負っています。

本町はこの2つを基本認識とし、「こども」を社会の中心に据えて、子育てにかかる負担軽減と、こどもの健やかなこころ・からだの成長の後押しに努めます。また、そうした成長を阻害する様々な困難に直面するこどもや家庭を支援します。

このことで、誰もが安心してこどもを生み育て、こどもたちが地域の未来を担う新しい世代として活躍する地域をつくっていきます。

なお、本町では人口減少・少子高齢化が進んでいます。この影響はとても大きく、これまでできていたことができなくなるおそれもあります。学校、地域、行政等の各種取り組みは、取捨選択のうえ、方法や形を変えながら、持続可能な地域を目指します。

（基本目標）

- 1 家庭の子育て負担を軽減する
- 2 学童期・青年期における学びと成長を支える
- 3 困難を抱えるこども・家庭への支援を充実させる
- 4 地域全体でこどもの健やかな成長を支える